

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

- 平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正
（デジタルみやぎ推進課） 一
- 特定計量器の定期検査の実施
（産業立地推進課） 一
- 農用地利用配分計画の認可
（農業振興課） 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧
（農村振興課） 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件）
（同） 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）
（水産林政総務課） 二
- 道路の区域変更（二件）
（道路課） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（県政情報・文書課） 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
（教育庁生涯学習課） 六
- 選挙管理委員会
- 政治団体の届出
（同） 七
- 政治団体の届出事項の異動届
（同） 八
- 政治団体の解散届
（同） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）
（同） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）
（同） 九
- 資金管理団体の届出事項の異動届
（同） 九
- 宮城県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿選挙時登録の基準日等
（同） 九

告 示

○宮城県告示第五百八十六号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、令和三年七月二十日から施行する。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一中24を28とし、23を26とし、26の次に次の一を加える。

27 県立都市公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十一号）第六条第二項

一中22を25とし、19から21までを三ずつ繰り下げ、18を20とし、20の次に次の一を加える。

21 民間非営利活動拠点施設条例（平成十二年宮城県条例第三百三十八号）第九条第一項及び第十一

条第一項

一中17を18とし、18の次に次の一を加える。

19 県民会館条例（昭和三十九年宮城県条例第一号）第九条第一項

一中16を17とし、11から15までを一ずつ繰り下げ、10の次に次の一を加える。

11 総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）第八条第一項（別表第一宮城県第二総合運動場の項中宮城県長沼ポルト場を除く。）

○宮城県告示第五百八十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和三年 九月六日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後二時30分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体 育館）
同 九月七日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後二時30分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体 育館）
同 九月八日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後二時30分まで	塩釜ガス体育館（塩竈市体 育館）
同 九月十日	塩竈市 浦 戸	午前九時十五分から 午後零時十五分まで	マリンドーム塩釜

同 九月十三日	塩竈市	仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場（四号 売場休憩所）
同 九月十四日	塩竈市	仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場（四号 売場休憩所）

○宮城県告示第五百八十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

- 二 認可年月日

令和三年七月二十日

○宮城県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営倉内・大針地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間

令和三年七月二十日から令和三年八月二十日まで

- 三 縦覧場所

仙台市役所、仙台市青葉区役所及び仙台市宮城総合支所

○宮城県告示第五百九十号

県営大里地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用

する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧期間

令和三年七月二十日から令和三年八月二十日まで

- 三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百九十一号

県営江合左岸地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

令和三年七月二十日から令和三年八月二十日まで

- 二 縦覧期間

令和三年七月二十日から令和三年八月二十日まで

- 三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第五百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年七月二十日

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 総合文書システム運用保守業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 契約締結の日から令和八年十月三十一日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 8 ISMS適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの認定をいずれも取得していること。
- 9 スキルレベル3以上の情報処理技術者試験に合格した者を雇用し、かつその者を本業務に配置させること。

- 10 過去二年以内に都道府県又は政令指定都市に同規模の文書管理システムを構築・導入又は運用保守した実績を有すること。
- 11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- (一) 全ての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

- (二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。
- 12 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和三年八月三日（火）午後五時までに提出すること。

- 三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 2 宮城県総務部県政情報・文書課文書管理・審査班(電話 〇二二-二二二-二二六六)
- 2 入札説明書等の交付期間
令和三年七月二十日(火)から令和三年八月三日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和三年八月二日(月)午後五時までに1宛て申し出ること。

3 電子調達システムの利用

- (一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方の決定手續きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。
- (二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

4 一般競争入札参加資格審査

- 1 入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、令和三年八月十七日(火)まで1宛て提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

- 1 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、令和三年八月二十三日(月)午前九時から令和三年八月三十一日(火)午後五時までにシステムにより提出すること。また、郵送の場合は配達証明付き書留郵便にて令和三年八月三十一日(火)午後五時までに1宛て到着することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

- 1 令和三年九月一日(水)午前十時 宮城県庁舎内

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに物品の調達等に係る競争入札参加心得第九条に該当した場合は、無効とする。

- 4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Operation and maintenance services for Document Management System (1 set)
- 2 Period of Implementation : From day of contract settlement to October 31, 2026
- 3 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : September 1, 2021 (Wed), 10 : 00 a.m. Document Management and Examination Section, Administrative Information and Documentation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government
- 4 Deadline for Bid Submission (by mail or online system) : August 31, 2021 (Tue), 5 : 00 p.m.
- 5 Place and Time for Bid Selection : September 1, 2021 (Wed), 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Office building
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only
- 7 Contact Information : Document Management and Examination Section, Administrative

Information and Documentation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2266

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和三年七月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県美術館電力需給 年間約百四十八万五千ワット時
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和三年八月十三日（金）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二二一一三三三五）へ令和三年八月二日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先
 〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

（担当 花田 電話〇二二二一一三六五二）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限 令和三年七月三十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和三年七月二十九日（木）午後五時までに1あてて申し出ること。
 なお、担当者が不在の場合は、担当班あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年八月十三日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 令和三年八月三十一日（火）午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。

四 入札に参加することができない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Electricity for the Miyagi Museum of Art (annual supply : 1,485,000 kWh)

2 Contract Period : October 1, 2021 to September 30, 2024

3 Deadline and Location for Bid Submissions (in person) : September 1, 2021 (Wed), 10 : 00 am. Board of Education Secretariat Conference Room, 16th floor, Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submissions (by mail) : August 31, 2021 (Tues), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Management Coordination Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN
 Tel: 022-211-3651

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
庄子けんいちを励ますT.Gの会	庄子 賢一	庄子 賢一	仙台市若林区新寺五丁目二〇	庄子 賢一、衆議院議員	庄子 賢一、衆議院議員	令和三年六月三十日
英の会	庄子 賢一	庄子 賢一	仙台市若林区新寺五丁目二〇	庄子 賢一、衆議院議員	庄子 賢一、衆議院議員	令和三年六月三十日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
笑顔咲く杜の都をつくる会	太田 信雄	佐藤 泰憲	仙台市青葉区錦町一〇一〇	令和三年六月十八日

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県自動車整備支部	石山 稔	会計責任者の氏名	寺戸 成周	長谷川 茂	令和三年六月十五日

自由民主党宮城県レソタカー支部	後藤 隆一	代表者の氏名	後藤 隆一	櫻井 新一	令和三年五月二十七日
-----------------	-------	--------	-------	-------	------------

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大野その後援会	大野 園子	主たる事務所の所在地	名取市堀内字南竹七五〇四	名取市植松四一四一〇二	令和三年六月一日
かつぬま栄明後援会	佐藤幸太郎	主たる事務所の所在地	石巻市大街道東一〇二二三四	石巻市大街道東四二二二三	令和三年五月十八日
佐々木なつえ後援会	佐々木奈津江	政治団体の名称	佐々木なつえ後援会	佐々木奈津江後援会	令和三年六月二十四日

主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区新田二八八五

宮城県警備連盟 千葉 英明 代表者の氏名 千葉 英明 後藤 公伸 令和三年五月二十七日

宮城県自動車整備政治連盟 石山 稔 会計責任者の氏名 寺戸 成周 長谷川 茂 令和三年六月十五日

宮城県商工政治連盟 大野 一正 主たる事務所の所在地 柴田郡柴田町大字船岡柴田町八二一四 柴田郡柴田町大字本船迫字沢田五二一七 令和三年六月二十三日

柴田支部 大野 一正 代表者の氏名 大野 一正 大沼 邦彦 大槻 裕喜

宮城県商工政治連盟 福田 正朗 会計責任者の氏名 佐藤 知樹 高橋 涉 令和三年六月二十五日

利府松島支部 森 千里 主たる事務所の所在地 石巻市開北一〇二二 仙台市青葉区上杉一五一一三 令和三年五月十一日

森下千里後援会 森 千里 主たる事務所の所在地 石巻市開北一〇二二 仙台市青葉区上杉一五一一三 令和三年五月十一日

○宮選管告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ほりえ一男とやさしいまちづくりの会	石川 優	令和三年五月三十一日

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の添付(単位:円)

ほりえ一男とやさしいまちづくりの会
報告年月日 3. 2. 17 (3. 5. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

ほりえ一男とやさしいまちづくりの会
報告年月日 3. 6. 9 (3. 5. 31解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大野 園子	大野そのこ後援会	主たる事務所の所在地	名取市堀内字南竹七五―四	名取市植松四―一	令和三年六月一日
佐々木奈津江	佐々木なつえ後援会	政治団体の名称	佐々木なつえ後援会	佐々木奈津江後援会	令和三年六月二十五日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
大野 園子	大野そのこ後援会	名取市堀内字南竹七五―四	名取市植松四―一
佐々木奈津江	佐々木なつえ後援会	政治団体の名称	佐々木奈津江後援会

○宮選管告示第百九号

主たる事務所の所在地
仙台市宮城野区新田二―八―五
仙台市泉区泉中央一―三四―六

令和三年八月一日執行の宮城県議会議員補欠選挙（宮城野選挙区）に係る公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿選挙時登録の基準日等を次のとおり定める。
令和三年七月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 被登録資格決定の基準となる日

令和三年七月二十二日（ただし、年齢については令和三年八月一日とする。）

二 登録を行う日

令和三年七月二十二日